



## 入院中の子どもの教育

# スウェーデンにおける病気の子どもの教育ケアの動向

高橋 智

## 1 はじめに

スウェーデンにおいてはてんかん・糖尿病・心疾患・喘息・アレルギー等の慢性的および長期的な病状の総称を「医学的障害 (medicinska funktionsnedsättningar)」といい、病気の子どもの教育は「子どもの教育ニーズが存在している場所において支援を準備する」という方針のもとに、病院内学校・学級、訪問教育、通常の学校・学級での個別配慮等によって実施されている。

「病気の子ども」を教育ケアするというのではなく、子どもの病気に配慮して教育しながら、入院・療養中も「患児」ではなく「その子らしさ・子どもらしさ・日常性」を保つことや「遊び・笑い」が大事にされ、そのことが子どもの回復、円滑な入院生活、退院後の生活へのスムーズな移行のために不可欠であると考えられている（高橋ほか, 2018）。それゆえに子ども病院等では病院内学校・学級の教育とともに、プレイセラピー、ホスピタルクラウン、ファシリティドッging、子ども図書館、病院併設の家族宿泊施設等の整備に重点的に取り組んでいる（写真1・2）。

スウェーデン教育法 (Skollag (2010:800))においては事情により学校に通学ができない場合は「病院等あるいは子どもの自宅又はその他の適切な場所で特別指導が提供されなければならない」と規定され、病院に入院している子どもの教育は

居住地の在籍校と病院内学校・学級が連携しながら保障しているが、子どもの教育に関する責任は基本的には居住地の在籍校にある。入院中の子どもの場合、病気への配慮はあるが、あくまでも通常の教育カリキュラムを病院内学校・学級において行う。知的障害等を併せもつ子どもの場合には特別教育のカリキュラムを適用する場合もある。

以上のような状況をふまえ本稿では、病気の子どもの教育ケアの先進国でありながらほとんど知られていないスウェーデンの動向を紹介し、日本の病弱教育推進の課題を考察する一助としたい。

なお、本稿は筆者らの「北欧福祉国家と子ども・若者の特別ケア」研究チームによる訪問調査研究の一環である（池田ほか, 2022; 石川ほか, 2017・2021; 池田ほか, 2022; 田部・高橋, 2020; 田部ほか, 2021）。スウェーデンの調査協力者・機関に対しては事前に文書にて「調査目的、調査結果の利用・発表方法、秘密保持と目的外使用禁止」について説明し、承認を得ている。また、調査時に本稿で使用している資料提供を受けた。

## 2 スウェーデンにおける病気の子どもの教育ケアの概要

スウェーデンでは入院している子どもには病気になる前と同様の生活の質 (QOL) を保障することが優先され、子どもの遊びや休息、余暇の権利を保障するための取り組みが実施されている。例えば、入院病棟では小児科医・児童精神科医・看護師・教師（特別教育家）・プレイスペシャリスト・心理士・きょうだいコーディネーター・小